

広島県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 1 解除に係る保安林の所在場所

広島市東区福田町字吹越一〇四七二の一・一〇四七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二 1 解除に係る保安林の所在場所

広島市東区福田町字吹越一〇四七二の一・一〇四七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）